

環境保全協定(案)」の問題点は何か

(発行) : 武田問題対策連絡会 <http://www.shounan.biz/>



中央のタワー建屋は煙突 4 本を収納。下がエネルギー棟、一段下り右が動物焼却炉の棟

武田新研究所は、私たち市民の想像を越えるバイオ実験や大規模動物実験を計画している。市民は操業に不安を抱いて来たが、この「協定案」どこまで安心できる？
条文個々と合わせ協定案の基本的問題にもよく目を向けよう！

市が配布した「環境保全協定(案)」は、両市の行政と武田薬品が、公害を防止し、市民や研究員が被害を受けない様に協議したはず。だが…

1これは動物焼却炉を稼働する協定案だ！

焼却するなら、なぜ「実験動物の焼却をする」と書かないのでしょうか？

武田薬品も行政も「実験動物は普通のゴミと同じだ」と言っているからです。それに協定書で「実験動物を敷地内で燃やす」と書くと多くの市民が反対すると思っているからでしょう。

ですから、配られた「協定案」を市民の私たちがよく読み、市役所の環境部に実験動物を焼却しないよう求める意見を出す必要があります。

ほかにはどのような問題点があるか？

薬を開発するのに病原体を研究材料とするので、研究員はもとより市民にも感染被害が及ぶ危険があります。安全設備をたえず正常運転させて実験しなくてはなりません。

武田薬品は安全に係わる設備を藤沢市に届け出していますが、主要な設備について、設備名や性能、保守点検、故障や事故の際の対策について詳しく定めておく必要がありますが、協定案には何も書かれていません。

排気や排ガスにしても、廃水にしても、重要な設備は明示してほしい。要求しましょう。

P3の実験を行政はどう協定するのか？

第13条と第14条が直接関係します。しかし条文には、遵守する法律をそろそろ列記し「法律に基づいて適正に実験する、」「自主管理規定を設ける、」というだけを書いているだけです。

協定にこそ管理する「規定」を書くべきです。

危険なP3レベルの病原体を実験するのであれば、どのような病原体を用いてどのような実験をするか、どのような危険があってどう安全対策するか、行政が把握し市民に危険性を知らせることができる仕組みを定めるべきでしょう。そのような規定の下で安全協議会や安全設備の管理などを行うことが必要です。それなのに協定で「P3」と書かないのは「動物焼却炉」の場合と同じです。

P3レベルの病原体だけでなく、P2レベルの病原体も研究所から漏れると感染の危険があるので、行政は協定案にP2対策も明記すべきです。

安全とは何か？協定(案)の問題点を知り、皆で意見を市に提出しよう

第1条 安全を守る対象は「地域住民」以外も

協定の一番重要な目的は市民の命と健康を守ることです。対象を「全ての市民」とすべきです。

大気汚染や水質の汚濁は地域を限定できないし、おおくは被害を広範囲にもたらすものです。

第4条 市民参加の「安全協議会」設置が必要

事故時の対策が協定第22条に「研究所は行政に報告し必要な場合は地域住民に状況説明する、」と規定していますが、「まっ先に市民に知らせるべきだ」とか「防災訓練を毎年実施しないと市民は避難できない」という意見が出ています。

なかでも「積極的なリスクコミュニケーション（安全対策についての情報共有）」を行うため「安全協議会」を設置すべしとの意見はとても重要です。

研究所と行政と市民代表ら3者が、定例的に情報交換と必要な安全対策を協議する場を設けておくことが、全ての事に関連する大事な仕組みです。

住民が最も適切な市民代表を選ぶ取決めも、必要な事項です。

第7条 1万の署名を無視した焼却炉稼働案

大気汚染防止対策について協定案は第6条で「物を燃焼させる設備の運転効率云々」と書いているが、続く第7条でも「動物焼却炉」という文字は使用せず、だが「動物焼却炉」からの煙という意味で「煙による大気汚染の低減を図る」云々と書いた。

1万の署名は、住宅地から20～40mの場所で焼却炉稼働は「精神的な苦痛と身体への悪影響をもたらす」から止めて欲しいという内容であって、国内を見ても住宅地に隣接して燃やすのは武田薬品だけだということもはっきりしています。当問題は協定に「市民の理解が得られるまで稼働は停止する、」位の文面を入れない限り、市民は協定案全体に対しても合意せず、反対するであろう。

また、ダイオキシン類は燃やし始めから安定するまでの時間帯に最も多く発生しやすいと聞きます。武田薬品も行政も、測定事例が有ったら公表されたい。

毎日8時半に火を入れ夕方消す、土・日は止めて炉をさます運転がダイオキシンを何倍にも増やすとすれば、大気汚染の低減どころか逆ではないか？

感染性病原体を接種されたり放射能を帯びた薬を投与された実験動物の死骸を一般道路を使って運搬するのは危険だという意見もあります。

世界基準のWHO指針には「施設の敷地内での焼却」が推奨されていますが、WHOは研究施設を住宅地や配慮施設（病院や保育園・学校、老人擁護施設その他公共施設等）から十分離すことを前提としているからです。武田はWHO規定を二重に違反しているため、敷地内で焼却できないのです。

第12条 有害化学物質の回収徹底に疑問

研究所は取り扱う化学物質等（重金属・有機溶媒も）を含む廃液は回収を徹底し廃棄物処理業者に委託するとしているが、1200人の研究員と800人の補助員全てが一切ミスを犯さないという保障など無い。二重三重の水質検査を実施すると思わされたが、行政の要請で水質検査するのは週に1、2回、その間は垂れ流しになる。それでは有害物質の漏洩防止が徹底できる訳がない。

第14条 研究所外へ病原体を一切漏らすな

病原体を扱う実験は、動物実験の場合を含め全て行政に登録すべき。実験の目的、危険性など実験内容と、研究所内外にたいする漏洩防止対策を明記し行政の理解を得る仕組みが必要。市は安全協議会の場を通じて市民にたいし、病原体の名前まで出さなくても実験の危険性と安全対策を常に説明できるよう最低限の仕組みを規定すべきです。

協定の取りまとめと平行して、行政は、バイオ関連、とくに病原体を扱う事業について、事業者・行政の双方の責務を明記する特別の条例を制定すべきです。行政および市議会に要望しましょう。

号外について問い合わせ先：

(藤沢) 小林 090-6317-5547

(鎌倉) 平倉 090-4602-1190

協定案への市民意見の提出先：

(藤沢市役所環境部環境保全課)

電話直通 0466-50-3519

FAX 0466-50-8418 11/20まで

(鎌倉市役所環境部環境保全課)

電話直通 0467-61-3420

FAX 0467-23-8700 11/17まで